

**地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ
推進のための調査・実証事業**

モデル実証事業地域（過年度実証内容の成果拡充）

募集要項

令和6年7月

厚生労働省医政局総務課

**地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・実証事業
モデル実証事業地域（過年度実証内容の成果拡充）
募集要項**

1. 背景

政府では、令和5年に閣議決定された新たな「観光立国推進基本計画」において、観光立国の持続可能な形での復活に向け、観光の質的向上を象徴する、「持続可能な観光」、「消費額拡大」、「地方誘客促進」の3つを柱に、「持続可能な観光地域づくり」「インバウンド回復」「国内交流拡大」に戦略的に取り組むことを掲げており、特に、「インバウンド回復」においては、令和7年に向けて全国津々浦々で観光回復の起爆剤となる取組を集中的に展開することとしている。

また、令和5年5月に決定された「新時代のインバウンド拡大アクションプラン」においては、従来の観光にとどまらず、ビジネス、教育・研究、文化芸術・スポーツ・自然といったそれぞれの分野における取組によって人的交流を拡大させ、またそれらの取組の相乗効果を発揮させることで、日本の魅力発信（プロモーション効果）や、リピーターとしての訪日及び国際相互理解の増進、我が国における新たな価値の創造につなげていくことを掲げている。

このような状況の中で、日本の優れた医療と地域資源を活かした観光要素を組み合わせた滞在プラン等を提供することは、日本の医療技術・サービスの更なる充実に寄与するほか、海外からの外国人受入れ推進、地方誘客や旅行消費額の拡大を進めるとともに、諸外国の国民の健康寿命の延伸に貢献できるものと期待されている。

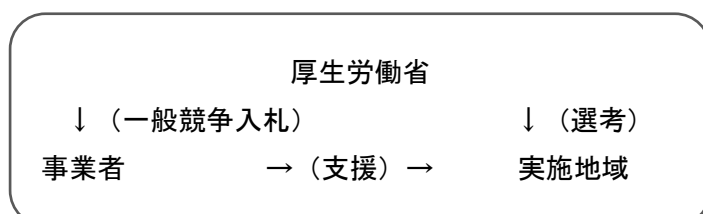
2. 事業の概要

厚生労働省では、外部機関に委託をして「1.」に示した背景のもと、地域の医療と観光資源を組み合わせた日本での滞在プランの造成とその実証及びプロモーション推進を行っている。

受託事業者は、地域の団体等からの提案を基に当該地域に即した滞在プランの造成、プランの実施に必要な体制整備の支援及びその実証等を行う。

なお、本事業を実施するに当たっては、「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について（令和3年12月24日観光立国推進閣僚会議決定）」に合致する内容に限るものであることに留意すること。

※参考：全体のスキーム



3. モデル実証事業地域の募集について

医療と観光の連携及び新たな滞在プランの造成・提供等により、訪日外国人の受入れ推進及び訪日外国人旅行消費額増加に向けたモデル実証事業を行う地域の募集を行う。モデル実証事業は過年度事業(※1)において事業実施地域(団体)が作成・実証した「医療・健康意識の高い訪日外国人に対し、旅行消費額の増加につながる魅力的な滞在プラン」を参考とする。これまでの取組を踏まえ、更に事業性を高め実際の継続的な販売に繋げることを目的にブラッシュアップ、海外連携、販路の確立・強化、プロモーションを行い、海外における認知を広げることを条件とする。

なお、事業を実施する上で、以下の点に留意すること。

1) 地域が対象とするターゲット層(富裕層・中間層等)を明確にした上で、有効な取組を行うこと。

2) 滞在プランについて、医療、健診といったサービスの性質、外国人患者の国籍、宗教、言語その他特有の事情、また、滞在日数、家族の同伴の有無、外国人患者の性別、年齢、心身の負担・状態等に応じた、ニーズにマッチする資源をきめ細かく検討し、多様な資源の組合せの可能性を示すこと。その過程で、地域の関係者に変更や追加が必要な場合、適切に連携関係の構築を行うこと。

3) 実際に、かつ継続的に販売できるよう、ビジネスモデルを構築することとし、国内外における販路の構築・強化を確実に行うこと。その実現に向けて、地域における関係者が連携・協力して取り組むこと。

4) プロモーションについて、医療と観光資源の多様な組合せ及びターゲティングを踏まえた効果的かつ戦略的なマーケティングを実施すること。広報手段として、SNSの活用、国際的な展示会への出展、雑誌(ターゲット層が読むもの)への掲載等を検討すること。

5) 本事業において確実な販売実績(3人以上)の獲得を目標とすること。

※1) 過年度事業とは

令和元年度「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業」

令和2年度「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業」

令和3年度「地域の医療の充実を通じた外国人受入れ推進のための体制構築支援事業」

令和4年度「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・展開事業」

令和5年度「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・実証事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokusai/index.html

選定されたモデル実証事業地域は自立的な外国人受入れの取組の実施に当たり、地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・実証事業受託事業者（以下、「受託事業者」という。）より、コンテンツの開発、医療・観光・行政の連携体制の強化及び協議会の運営等に係る支援（週次ミーティングによるコンサルティング等）を受けることができる。

具体的には、受託事業者は自律的・持続的な医療渡航事業を構築するために必要な、国内連携体制・外国人受入体制・滞在コンテンツ・海外連携・広報の各観点からの専門的助言（知見提供・コンサルティング）と事業推進支援（計画策定・進捗管理支援）に係る以下の支援を提供する。

※実際に支援する内容については、受託事業者と地域で協議して決定する

- ・ **医療機関・観光事業者・地方公共団体が連携したインバウンド地方誘客モデルの造成・ブラッシュアップ**

地域の持つ医療・観光資源を活用し、海外からの患者受入を推進するため、地域における理解の増進、関係者連携体制の構築・強化や医療機関の受入体制の構築・強化を行いながら、過去の事業実施地域が過年度事業において作成した地域の医療・観光資源を活用した滞在プランを参考に、魅力的な商品を造成・ブラッシュアップする。

- ・ **プランの販売に向けた海外連携・販路の確保**

地域がターゲットとする外国の医療機関、関係団体等との連携体制の構築及び国内外の代理店等を活用した当該国での販売実施。

- ・ **地域の販売目標に関する KPI 管理**

地域の販売目標に関する KPI 管理を行い、地域が行う取組の支援を行う。進捗に遅れがある場合、課題及び解決策を明確化し、必要な対応を行う。

- ・ **プロモーション**

造成したプランを海外のターゲット向けに周知を行う。

（SNS の活用、国際的な展示会への出展、雑誌への掲載等）

- ・ **拠出金の交付**

本事業の目的に沿って行う地域の取組に対して、1 地域につき 500 万円（税込）を上限として資金（拠出金）を交付する。ただし、上限額を超える経費又は取組経費の対象とならない費用を地域が自らの負担で支出することは妨げないものとする。地域は、別途定める経理処理マニュアルに従って適切な経理処理を行うこととし、経費の根拠資料の管理、提出を行う。

モデル実証事業地域の選定に当たっての基本となる考え方は以下の通りである。

- ・ 事業の実施に当たっては、地域医療への影響の考慮などから広く地域の関係者の賛同を得ることが重要であることから、単に受入れを行う観光事業者や医療機関のみではなく、都道府県及び市町村並びに医師会を含む関係団体等から支持を得られる地域であること。
- ・ 外国人の受入に関して意欲があること。
- ・ リピーター獲得に繋がる対象者の帰国後のフォロー体制が構築されること。
- ・ 事業終了後においても継続的な取組が期待できる地域であること。
- ・ 地域経済や住民への恩恵や利益の還元が期待できる地域であること。

4. 評価項目

※【必須項目】と記載のないものは加点項目。評価に値する記載があるものについて加点をする。

※各項目について現時点で実績等がない場合も意欲に基づく具体的な計画を持っている場合には評価する。

地域での自律的な運営を重視した提案であることや、将来的な事業性確保に向けて踏み込んだ実証を行う提案であること。

1 実施体制

- 1.1 医療関係者（外国人受入れ体制整備に意欲のある医療機関等及び市区町村単位以上の医師会など関係団体）、観光関係者（観光事業者、交通事業者、DMO や観光協会等）、行政（地方公共団体の関係部署）の関係者との協力体制（協議会の設置など）を構築する上での、事務局を担う部門又は担当者が配置されている若しくは具体的な計画があること【必須項目】
- 1.2 本事業のとりまとめや経理処理等を行う事務局が設定されている、又はその具体的な計画があること

2 医療資源

- 2.1 医療渡航受診者を対象とした医療サービスを提供しており、受入れ実績があること【必須項目】
- 2.2 医療資源の活用による地域への正負双方の影響の分析が出来ていること。また、負の影響の対応策について調整ができています、又はその計画が具体的に示されていること
- 2.3 医療資源の活用において中心となる医療機関が明確な根拠と共に示されている、又はその決定の計画が具体的に示されていること

- 2.4 当該医療機関内での外国人受入れに関する担当が設定されている（医療渡航支援企業との提携を含む）、又は設定する計画が具体的に示されていること
 - 2.5 日本語以外の複数言語に対応できる体制が整備されている、又は整備の具体的な計画があること
 - 2.6 海外の医療機関等との連携体制がある、又は計画があること
- 3 観光資源
- 3.1 医療サービスと親和性の高い観光資源を活用する提案があること
 - 3.2 医療関係者との連携により、きめ細かく検討する計画がされていること
- 4 観光資源を活かした滞在プランを含む事業計画（所定様式：取組みの背景と目的、対象医療サービス、対象観光資源、達成目標、全体スケジュール、5年間の事業計画及び収支計画）
- 4.1 今年度及び中長期の目標及び目標達成のための KPI が設定されていること
 - 4.2 事業計画について、ビジネスモデルを構築するものとなっていること
 - 4.3 ターゲット層が明確であること（国・富裕層・年齢等）
 - 4.4 効果的な販売プロモーションの施策が計画されていること
 - 4.5 販路拡大のため、国内外の代理店等との関係構築が予定されていること
 - 4.6 事業計画において医療と観光を組み合わせたプランの実施に取り組むための人材育成が含まれていること
 - 4.7 今年度の事業計画及び将来的な事業計画の内容と収支計画が妥当かつ実現可能であること
ただし、公益法人については収支相償となっていること
 - 4.8 地域経済への波及効果が想定されていること。例えば、一定以上の地元調達率が想定されていること
 - 4.9 公益性に配慮し実証事業の成果や利益を地域住民や保健・医療に還元していく考え方が示されていること

5 対象国と広報・集客

- 5.1 対象国への認知度向上策、集客策について提案があること（対象国は、中国、ベトナム、韓国を基本とするが、その他の国を対象国とする場合、その根拠を示すこと。）

6. スケジュール

以下の通り募集を行う。応募方法の詳細は6（2）を参照すること。

- ・ 提案書類の提出締切り：令和 6年 8月 9日（金）17時
- ・ 実証地域の決定：令和 6年 8月 下旬頃を予定

7. 応募方法等

（1）企画書の作成及び提出

以下の書類を提出期間内に提出すること。

- ① 「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・実証事業モデル実証事業地域（過年度実証内容の成果拡充）企画書」。企画書は、添付の様式を用いて、「4. 評価項目」に沿って作成すること。
- ② 「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・実証事業 モデル実証構築地域 経費計画書」。経費計画書は、添付の様式を用いて、「7. 対象経費」を参考に作成すること。
- ③ その他必要資料（任意提出）

（2）応募方法

① 提出方法

電子データをメールにて提出。メールの件名は「地域の医療・観光資源を活用した外国人受入れ推進のための調査・実証事業 モデル実証事業地域（過年度実証内容の成果拡充）企画書」とすること。

② 提出期限

令和 6年 8月 9日（金）17時

③ 提出先

提出先メールアドレス kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

(3) 選定結果の伝達

受託事業者が設置する選定委員会の審査に基づき事業実施地域を決定の上、受託事業者から提案団体に結果を通知する。また、厚生労働省ウェブサイトにて選考結果を公表する予定。

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel:03-5253-1111 (内線 4153)

8. 対象経費

本事業における取組は、**補助金や交付金の類ではなく、厚生労働省における調査事業の一環として実施し**、取組によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うものです。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。

国費により負担する対象経費についての詳細は、次を参照してください。

(1) 取組において対象とする経費

対象経費の項目	概要
I 取組の費用	<p>i. 人件費</p> <p>取組に関する業務（企画・開発、実施、アンケート調査等）、取組に付随する業務（取組計画書・取組実施報告書の作成等）のために臨時で雇用する者（アルバイト等）の人件費。</p> <p>人件費の算出に当たっては、貴団体等の給与規定等に則り、本事業に従事する時間数により算出してください。</p> <p>なお、従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、取組に従事する部分の人件費を計上してください（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること）。</p> <p>おって、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率※による按分計上が可能です。</p> <p>※取組に従事する者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち、当該事業の実施に必要なとなる時間の配分率（%）。</p>
	<p>ii. 旅費</p> <p>取組を行うために必要な出張等に係る経費。</p>
	<p>iii. 謝金</p> <p>取組を行うために必要な謝金（例：会議等に出席した外部専門家等に対する謝金）。</p>

	貴団体の謝金規定等に基づき計上してください（ただし、国の支出基準は超えないこと。）。
iv. 広告宣伝費	取組内で行う、当該取組の発信に向けた企画・開発・広報等に必要となる費用（例：ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS 運営費、メディア等へのリリースに要する費用）。ただし、医療法の医療広告規制を遵守すること。
v. 借料及び損料	取組を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
vi. 消耗品費	取組を行うために必要な消耗品（例：紙、封筒、ファイル、文具用品類）の購入に要する経費。 ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。
vii. その他諸経費	取組を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用されることが特定・確認できるものであって、i. ～vi. のいずれの区分にも属さないもの。 例：通信運搬費（例：郵便料、運送料、通信・電話料） 光熱水料（例：電気、水道、ガスの料金） 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用 印刷費
II. 再委託費	受託事業者との取決めにおいて、地域が取組の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。
III. 一般管理費	取組を行うために必要な経費であって、本事業等に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、I. 及びII. の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。

(2) 取組の対象となる経費の規模（国費による部分）

取組の実施において、国費により支弁する経費の規模については、1地域当たり500万円（税込）を上限予定とします。また、採択件数の多寡や、採択過程における有識者委員会等の検討結果を踏まえた上で、金額を調整する可能性があります。

(3) 取組の委託に関する事項

地域に選定され、取組の一部を地域以外の者に委託する場合には、事前に厚生労働省及び受託事業者に可否を確認する必要があります。

また、取組の主たる部分（企画、実施、取りまとめ等）の委任はできません。

(4) 取組の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業期間中及び事業完了後に厚生労働省及び受託事業者が精査し、事業完了後に地域（複数の事業者が連携して取組を行う場合は、代表となる主体）へ支出する精算払いとなります。

次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

【補足事項】

次のような経費は対象としません。

- ① 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費
- ② 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ③ 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ④ 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- ⑤ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ⑥ 地域における経常的な経費（地域の人件費（ただし、本事業のために臨時で雇用する者（アルバイト等）の賃金は除く。）及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ⑦ 取組の内容に照らし、地域において当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器）
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑩ 本事業の申請に要した費用
- ⑪ その他取組と無関係と思われる経費

(5) 取組の経費計上期間（実施期間）

① 取組の経費計上期間（実施期間）

原則として、厚生労働省及び専門家により構成される有識者委員会によって事業採択が決定した後、受託事業者との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和7年2月28日までを対象とします。取組の終了後、取組実施報告書を作成していただくことと、令和6年度末に開催を予定している成果報告会等において、取組の成果を報告していただく場合があることに鑑み、取組の計画は、令和7年2月28日の直前まで実施するものとならないよう、留意してください。

ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると厚生労働省及び受託事業者が認めた場合は、この限りではありませんが、申請において計画を策定する段階で、当該期間外も取組を行うことは前提としないよう、留意してください。

② 取組に付随する業務の経費計上期間（実施期間）

取組の開始前に作成していただく取組計画書の作成に要する人件費等の経費も、受託事業者との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点のものからを対象とします。

また、取組の終了後の取組実施報告書の作成及び令和6年度末に開催を予定している成果報告会への参加に係る経費も計上対象とするところ、その扱いについての詳細は、厚生労働省又は受託事業者から、選定後に地域へ別途連絡します。

以上